

蛮酋の内徒について：宋代南蛮漢化過程の研究(1)

河原, 正博 / KAWAHARA, Masahiro

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

19

(終了ページ / End Page)

37

(発行年 / Year)

1955-06

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010648>

蛮酋の内徙について

——宋代南蛮漢化過程の研究(一)——

河原正博

古く黄河中流域をその本拠地としてゐた漢民族が次第に膨脹發展して、遂に一大民族を構成するに至つたことは既に周知の事実であるが、特にその南支那への發展は息むことなく続けられた運動で、これによつてその地の異民族は歳と共に漢化されて行つたのである。これら異民族の漢化過程こそ我々の最も興味をひく課題の一つである。

王桐齡氏は「支那に於ける外来民族の漢化に就いて」の中に於いて(1)、秦が嶺南の地を經略すると桂林・南海・象郡を設け、そこに適卒等を送つて雑処せしめたこと及び漢の武帝が今の河套の地を略取すると、山東の民をその地に移したことなどを引用して、外に対する漢化の例とし、又、漢の武帝が閩越を滅してその民を江淮の間に移し、烏桓を降してその衆を遼東・遼西等五郡の塞外に移したことを引用して、内徙による外族漢化の例証としてゐる。

一体、漢民族の政治的進出と共にに行はれる適卒や罪ある者を辺境の地域へと放流することは、確かにその地方の漢化に与つて力があつたが、それと共に異民族の内地への遷徙即ち内徙も亦、漢化作用の点では大いにその功を奏したものと思考される。

こゝに私は異民族漢化過程の一研究として、北宋時代の南支那蛮酋の内徙問題に就き考察してみたい。

先づこゝで宋代に於ける南支那蛮族の割拠状態につき概観しておく。

現在の湖南の大部分の地方には溪洞蛮と總稱される蛮族が居たが、それらはその居住地域によつて、梅山洞蛮・北江蛮・

南江蛮・誠徽州蛮及び桂陽蛮等の幾つかの名称に分れてゐた。

その中、梅山洞蛮。洞庭湖に注ぐ資水の中流域の新化及び安化を中心として、東は長沙、南は邵陽、西は沅陵、北は益陽に及ぶ範囲にその勢力を伸してゐて、蘇姓がの酋長として名を著してゐた(2)。

北江蛮。同じく洞庭湖に注ぐ沅江の一支流である西水流域に割拠してゐたもので、その勢力は四川省の黔江、湖北省の恩施まで及び、彭氏が最大の酋長として世々勢力を占めてゐた(3)。

南江蛮。沅江の中流域一帯に居住したゐたが、こゝでは田氏・向氏及び舒氏の諸氏がその酋長として勢力を振つてゐた。その各氏の割拠地は大體、田氏が芷江県を中心としてその上流の昇まで(4)、次に向氏は田氏より下流域の黔陽から安江にかけた地域に居住し(5)、最後の舒氏は安江より邵陽にかけて勢力を占めて(6)ゐた様である。

誠徽州蛮。沅江上流の渠水全流域に亘つてゐたのであつて、東方は資水上流の武岡県に及び、南方は遠く広西省の融県と連結してゐた。その酋長は楊氏であつた(7)。

是等は沅江及び資水の流域に亘つて居住してゐた諸蛮であるが、湘江流域に目を転ずると、その上流域に桂陽蛮が居た。桂陽蛮。衡陽県・零陵県・道県及び桂陽県に囲まれた地域に居り、一時広東省の連県や広西省の賀県まで勢力を伸した(8)と(9)もあつた。だがこの蛮のあらはれるのはその反乱蜂起に際した一時期で、その蛮酋の姓氏についてははつきりしない。

次に広西省に於いてはその北部の南丹県を中心として南丹州蛮が居り、莫氏がその酋長であつた。その東方の宜北県を中心として撫水蛮即ち安化蛮が居て蒙氏を、思恩県を中心として環州蛮が区氏を各々酋長として割拠して(9)ゐた。又、邕寧(南寧)を中心として、黄氏が左・右江流域に勢力を有して(10)ゐたが、その左江の上流域には広源州蛮の儂氏が一時は猖獗を極めた(11)。

尙、海南島に於いては黎人が居住してゐた(12)。

以上、湖南省広西省及び印度支那の北部にかけての諸蛮を概観したが、勿論これらは一つの勢力として史上に屢々現れるものであつて、この他の地域にも諸処に蛮族は居住してゐたのである。

そして名称は以上見た如く、州名や江名であらはされるのが常例であるが、全般的な名称としては蛮は勿論、獠獠黎又は夷等が用ひられてゐる。

本論に入るに先きだち、宋朝と蛮酋との関係の中、官職の授与及び朝貢につき概観しておくこととする。

一体、蛮酋をして各々の部族を鎮撫させるのが中国に於ける伝統的な対蛮政策の一つであるが、宋朝に於いても勿論この政策が採用された。宋史卷四九三蛮夷の序文に「樹其酋長。使自鎮撫。始終蛮夷遇之。斯計之得也」とあり、宋会要稿、蛮夷五南蛮、嘉泰三年正月十二日の条に、「所謂以蛮徭。治蛮徭。其策莫急於此」とあつて、南支那の蛮酋に対する政策の一端が示されてゐる。

先づ宋側では蛮酋を知州・刺史等に任じて、之を羈縻せんとしたのである。尤も唐季の乱によつて蛮酋達は各々その地に州名を立て、自ら署して刺史となつてゐたので、宋朝では改めて彼等を刺史や知州等に任命することにしたが、やはり旧のまま承襲させた(13)如くである。

宋会要稿蕃夷五南蛮嘉祐五年十一月の条に、

湖南安撫司言。旧制溪峒知州卒。令其酋領推所当承襲者。許進奉。為知州。俟撫遏蛮人及五年。即奏授勅告。今邵州溪峒知徽州楊光備。承其父通漢。已及七年。無他過。請授以真命。從之。

とある(14)如く、知州が死ぬとその酋領をして次に知州を承襲すべき者を推させ、それに朝貢を許し知州となすのであるが、宋側ではその推された者が蛮人を統撫する才能を有するや否やを吟味するため、五ヶ年間の猶予期間を置き、その後適当であれば始めて正式に命を授けると云うのである。知州が欠けた場合にその承襲に関してはこのほかある程度の制限が設けられてはゐるが(15)、大体、酋長をしてこれを承襲させたのである。刺史についても同様で、宋会要稿蕃夷五南蛮、景德二年正月十九日の条に、

溪峒刺史卒。其男皆代領刺史。

とあつて、それが世襲されたことを示してゐるが、刺史は知州の任命よりも慎重に吟味され有力な蛮酋や功績のあつた酋長に授けられてゐる(16)。

この様に刺史等を授けるほか官位を与えることによつて羈縻したのであるが、これらには俸給等が伴つてゐて蛮酋はその

利益を受けてゐたのである。統資治通鑑長編卷二八七元豐元年正月己未の条に、

今近上首領既已受命。利於俸給。其余族類自不致動。

とあり、

桂海虞衡志(文獻通考四裔の引く所による)に南丹州につきのべ、

其酋莫氏。国朝命為刺史。月支塩料。及守臣供給錢百五十千。比内郡。

とあるのはそれを示すものである。

以上の如く官職及び俸給等を授けられた蛮酋は直接にその利益を受けたばかりでなく、彼等はこれらによつて朝廷の威光を籍り、もつて周圍の諸蛮族に威を張るに利用したのである(17)。

尙、既に見た如く、宋朝では酋長を知州と為すと共にその朝貢を許したのであつて、これがまた蛮酋の羈縻に利用されたのである。

長編卷二三六熙寧五年閏七月庚戌の条に

南江本唐敘州。五代失守。群蛮擅其地。虛立州名十六。国朝並隸辰州。許令貢奉。則給以馱券。

とあつて、南江蛮につき朝貢を許してあることを述べてあるが、北江蛮についても宋会要稿蕃夷五南蛮嘉祐三年八月の条に

国初彭氏納牌帰順。許通市易。咸平中降真命。賜管下二州名。許貢奉京師。

とあり、又、長編卷三八九元祐元年十月丁酉の条には、

礼部言。南丹州莫世忍乞依莫洪皓例。差人赴關進奉。已許進奉。不令赴關。今世忍再乞赴關。從之。

とあつて(18)、蛮酋が直接に京師に赴いて進奉してあることを知るが、その朝貢途上の便宜を図るため宋朝では馱券あるひは館券を彼等に給すると共に、途上に於ける騷擾の取締りにも種々氣を配つてある(19)。その朝貢した人数に関しては長編卷七

大中祥符五年十二月戊寅の条に、

溪峒蛮張文番等八百人来朝。

とあり、同書卷七六同四年十二月庚申の条に

溪洞安遠・順南・永寧・濁水等州蛮田承曉等三百七十二人来貢。

とあり、同書^{卷一}五慶曆五年正月戊寅の条にも、

施州溪洞蛮田忠顯等一百九十人。入貢方物。

とあつて、その数を掲げてあるが、宋会要稿蕃夷^五南蛮大中祥符五年十月の条に、

是月溪洞蛮人。請赴闕朝覲者千五百人。朝議以道途往來公私勞費。遂令軫運使定奪以聞。

とある如く、闕に赴いて進奉を請ふ者が十月の一月月間に千五百名の多数にのぼつたことを示してゐる。この様な多数の者が京師に赴けばその往來途上に於ける公私の勞費も多額にのぼるので、その数をおさへるため後に掲げる如く十人の内三・二人を許すとか、朝貢を二年一回にするとかの制限も行はれたのである。尙、進奉を願ふが闕に赴くことを許されない者等は近接した宋側の州に行き、そこで貢物を納入したのである⁽²⁰⁾。又、泰山、南郊及び正旦等の儀式の際に貢物の蛮酋達も参列を許されてゐる⁽²¹⁾。

さて、長編^{卷一}七〇皇祐三年正月戊寅の条に、

以辰州溪洞彭師宝知上溪州。仍令乾元節貢獻如旧。師宝仕義之子也。蓋自咸平已來。始聽溪洞二十州貢獻。歲有

常賜。蛮人以爲利。有罪即絶之。慶曆四年。仕義以罪絶貢獻。其後數自訴求知上溪州。至是始許焉。

とあり、宋史^{卷四}九四蛮夷に、

辰之諸蛮。与羈縻保静・南渭・永順三州接壤。其蛮酋。歲貢溪布。利於回賜。頗覺馴伏。

とあつて、貢獻物に対する宋朝の賜物によつて、蛮酋達が利益を得てゐたことを示してゐる。そして宋側では若し蛮酋に罪があれば貢獻を許さなかつたのであつて、この点からも蛮酋を制御してゐたのである。

尙この上、蛮酋達は京師に於いて物品の買売をも行つてゐた。宋会要稿、蕃夷^七歷代朝貢の天聖四年八月十四日の条に、

詔溪洞諸州蛮人進奉。今後只於遂州交納貢物。給賜備錢。每二年一次許首領至京。因使買売。仍自今年爲始。

とあり、又、同書蕃夷^五南蛮、天聖四年三月の条には溪洞蛮人が毎年あまり多数上京して官私共に搔擾であることを述べた

終りに

若蛮人堅欲詣京買売。即許每十人内量令三二人上京。從之。

とあるによつて、蛮酋自ら京師に至つて貢獻すると共に物品を買売することを欲してゐたことが判るのである。朝貢と云へ

やはり一種の貿易であつたわけ、回賜の利益と共にこの様な利益があつた故にこそ蛮酋は喜んで朝貢し、朝廷では蛮酋に罪があれば朝貢を絶ち、又はその一部を制限する等の工作をなして²²、蛮酋統御の一策となし得たのであらう。

朝廷では貢物に対して綵・錢・塩等の賜物を与へたのであるが、それらの賜物を独占して四周に勢力を振つてゐた酋長もあつたのである⁽²³⁾。

兎に角、以上概観した如く官職の授与及び朝貢の許可によつて蛮酋を羈縻したことは明かである。勿論これによつて蛮酋の漢化も進んだであらうが、これより一段と積極的政策として蛮酋を内地に徙す方法が採用されたのである。

三

蛮酋は朝貢を許されることにより種々の利益を受け、為めに競つて自ら京師に赴いたのであるが、この際に宋側では彼等を捕へて強制的に内地に遷すこともあつて、それによつて叛乱等を防ぐ一方法とした如くである。

長編^{卷八}乾德五年九月丁丑の条に、

以溪州訓練使彭允足。為漢州都指揮使。義軍指揮使彭允賢。為衛州都指揮使。珍州録事參軍田思曉。為博州都指揮使。允足等溪洞酋豪。拋山險持兩端。故因其入朝而置之內地。

とあつて、北江蛮即ち西水流域の彭氏及び田氏の溪洞酋豪が山險に拠つて兩端を持してゐるので、彼等の入朝の機をとらへて、之を内地に置いたと云ふのであるが、その遷された漢州及び博州は共に山東省の西部、衛州は河南省の北に夫々在つた地名である。同じことを宋史^{卷九三}蛮夷・乾德五年冬の条にはほとんど同文で伝へてゐるが、たゞそれには漢州牢城都指揮使、衛州牢城都指揮使、博州牢城都指揮使と夫々あつて、各々に牢城の二字が附加されてゐてこの点少し異つてゐる。

又、長編^{卷三}元豐二年九月庚寅の条には、

詔。順州武陵峒麻仲福・黃敷。各杖背。編管仲福鄆州。敷青州。勸家族隨行。追奪元補職宣命。仲福等同儂智春寇順州故也。

とあつて、広西省に接するインド支那北部地域蛮酋が宋に反抗したので、此等の者を家族と共に鄆州に徙したことを物語つてゐるが、鄆州は先きに掲げた博州の近くであり、青州はその東部で共に山東省に在る地点である。同様な例は長編^{卷八}八大

中祥符九年九月丁巳の条に、

又言。殿直蒙肚知帰化州。州与撫水相接。数遣其子文宝及妻族甘堂偵軍事。又其子格与官軍鬪敵。悉部送赴闕。有蒙髮者。亦肚之子。先嘗告賊。署為昭州押牙。並黥配登萊州。

とあつて、撫水蛮酋が黥面の^{卷三百}上、山東半島北部の登州及び萊州に配されてゐる。尙ほ長編^{卷三百}三十六元豊六年閏六月戊子の条にも、

広西経略司言。宜州溪峒言。莫世忍子公効乞婦明。而南丹又言。公効作過。乞以一行人送藤州。給田安置。詔広西経略司。令宜州取問莫世忍。今公効罪惡。法所不容。如欲正典刑。令押就境上処斬。若以父子恩且欲存留。即遣回本処。今一面送遠惡処羈管。後世忍乞斬公効於宜州。詔止刺面。配江西牢城。仍免決。

とあるによつて、南丹州蛮の莫公効なる者が罪によつて黥面の^{卷四百}上、江南西路即ち大体今の江西省の地に配されたことを知る。又同書^{卷四百}三十七元祐五年正月丁丑の条にも、

荆湖南路安撫使謝麟言。邵州閩峽・城歩・真良等処^{卷四百}四十四人招降。詔第補授奉職。至軍將。充江浙僻郡指使土軍將校。随処羈管。

とあつて、宋に反抗した湖南省南部の蛮酋が四十三人降服して来たので、江南及び西浙兩路地域の僻郡に徙したことを示してゐる。

以上、煩雜であつたが掲げた諸例は宋に対して両端を持ち或ひは罪を有した蛮酋を強制的に内地に遷徙させた例証であるが、このほか蛮族の一族間に於ける内紛のため、その一方が帰順して内地に居住せしめられた場合もある。

長編^{卷一百}七十八至和二年正月戊辰の条に、

荆湖北路路鈐轉運使言。知童賜州彭師党以其族来歸。詔本路常加存撫之。仍議所与官及所居処与授田頃畝之數。以聞。師党師宝子也。師宝父任義奪師宝之妻。師宝忿恚。故与師党皆叛。

とあり^{卷五}、同書^{卷五}十九景德二年四月辛卯の条には、

南丹州刺史莫洪皓死。長子淮勅襲父任。俄為弟淮迎所逐。淮勅帥属来奔。詔宜州。賜閑田資給之。

とある如きは蛮酋の一族間に於ける父子、兄弟等の紛争の結果、その子又は兄が家族を引連れて宋に帰順したので、宋では

之を内地に遷したことを示してゐる。同じ様な例であるが、後の論述にも必要があるのでこゝで掲げておく。

宋史九四蛮夷南丹蛮の条に、

洪皓氏莫之襲兄位。專其地利。不修常貢。其弟洪沅忿之。挈妻子來奔宜州。洪皓怒其背。已數引兵攻洪沅。洪沅与

二男并牙将一人。乘伝詣闕訴其事。請發兵討。上以蛮夷之俗。羈縻而已。不欲為之興師報怨。洪沅先自称南丹州副使。以為邵州团練使。給田十頃。下詔戒勅洪皓。

とある25。

以上の如きことは屢々行はれたと見え、桂海虞衡志・志蛮・南丹州蛮の条に、

今刺莫延菴。逐其弟延廩而自立。延廩奔朝廷。謂之出宋。

とあつて、兄弟の争の結果弟が宋朝に出奔したことを述べ、この様なことを「出宋」と謂ふと説明してゐる。しかもその割註に、「州洞掃明者皆称出宋」とある故、蛮酋が種々の理由により宋朝に帰順して内地に遷つたことは明かなことであらう。

宋会要藩夷五安化州、大中祥符六年の条に、

首領指揮使蒙但。挈族來歸。詔徙於桂州。給田廼之。

とあり26、安化州蛮の首領蒙但が桂州に徙されてゐることを示してゐるが、同じ様なことは長編卷一百一十八景祐三年六月壬申の条に、

南丹州酋領莫淮戟。挈族内附。詔以為湖南州团練副使。不管勾公事。仍加存撫之。

とあつて、湖南省の地域に徙されてゐることを知る。

又長編卷四百二元祐二年六月壬寅の条には、

權知桂州兼管勾広南西路経略司苗時中奏。儂順清占奪任箇。与梁賢知父子。互相賊害。請將順清并家族。就湖南近裏州軍編管。依例給田土令耕。

とあつて、広西省とインド支那との境に居た儂族の酋長が他族との争を生じたので家族と共に之を荆湖南路即ち今の湖南省の州軍に徙さうと云ふのである。この様な請ひに対し枢密院は儂順清に罪がある事情を述べつゞけて、

己該登極大赦。請特依帰明人例。与茶酒班殿侍。其家族令広南西路経略司。差人押送道州。給賜田土。羈縻無令出

入。徙之。

と言ひ(分)、家族が道州即ち湖南省の南部に護送されたことを示してゐる。

尙、長編卷四百八十八 紹聖四年四月壬申の条によると、南丹州の蛮酋の莫公鞠・閑勞が家族と共に帰順して来たので広西経略司

としては、

本司今相度。欲差人伴送前去吉・鄂州。給田産安泊。

とある如く、江西省の吉安県及び湖北省の武昌県に徙さんと欲してゐる。この続きによると

詔。莫公鞠与鄂州团練副使。不簽書公事。閑勞与吉州長史。並不支請受。仍令広西経略司。差人伴押前去鄂州交

割。令於本州一処居住候到。給与係官堪耕種田土。仰本州常切覈虞。

とあつて、その処置の行はれたことがわかる。

今まで述べた諸例によつても、多数の蛮酋がその本拠地を離れて遠く内地の各州に留められたことは明かであらう。尙、この様な例は論述の必要上より、後にも掲げることとする故、この点、更に明確となるであらうが、こゝで遷徙された地域に關して一応の考察を為すこととする。

既に見た如く山險に拠つて兩端を持した北江蛮酋の彭氏及び田氏が入朝の際に捕へられて夫々潑州・博州及び衛州の地に遷されてゐるが、それらの地点は山東省の西部と河南省の北部に在り、特に漢・衛の二州は共に京師の開封府に近い。その次に掲げた例では広西省に接する地の蛮酋が宋に反抗したため、共に山東省に在る鄆州及び青州に遷されてゐるし、更にその次の例でも撫水蛮がやはり同じく山東の登州及び萊州に配されてゐる。尙、他の二例によると江西江南及び兩浙の揚子江下流域に遷されてゐるが、以上の諸例によると共に「杖背」・「黥面」・「刺面」等の刑を受けてゐることは注意に値する。しかも本来罪人の收容所であつた牢城に配されてゐるし、又その土地が「遠惡処」であり「僻郡」であつたのであつて、そこで嚴重に羈管されてゐたわけである。

これに反し、蛮酋一族間に於ける不和等のため宋に帰順して来た者の遷徙地は既に見た諸例では宜州・邵州・桂州・道州吉州鄂州とかの諸州の名が見えるはかたゞ湖南の州軍などとあつて、大体湖南・湖北・江西及び広西の諸省の地域に亙つてゐる。そしてその遷徙地域が前に見た反抗蛮酋のそれと較べて、蛮酋の本拠地に接近してゐることは直ちに気付くところである。

あらう。即ち悪質の蛮酋を山東や揚子江下流域等のより遠隔な地に遷してその牢城に配し、蛮族鎮撫制御の一法としたのであらう。

尙、宋の蛮地経略の結果蛮酋を内地に遷徙させたことは当然であらうが、それは長編卷四七元祐五年八月丙辰の条の蘇轍の言に、

蓋沅州等処。昔皆用兵誅鋤首領。或徙置内地。蕩平巢穴。故所置州県久遠得安。

とあつて、南江蛮酋が討伐されて内地に徙し置かれたことを物語つてゐる。同じ様な例は長編卷九天禧二年四月戊午の条に

補下溪招降蛮人彭仕漢。為右班殿直。僱覇・僱聰並為三班借職。監許・陳・鄧州塩稅。各賜衣冠繡帛。

とある。即ち北江蛮の招降蛮酋達が右班殿直や三班借職を授けられて、夫々河南省の許昌県淮陽県及び鄧県等の塩税を監せしめられてゐることを知るが、この三地点はすべて、都の開封府に接近してゐることは注意すべきであらう。一体この彭仕漢の父僱猛なる者が叛したので、宋では軍を出し討伐したが彼は山林中に亡入してしまひ、たゞ仕漢等を執へて闕に赴かしたためたのであるから(28)、以上の如く都の近くに徙して監視したのであらう。尙、この彭仕漢のことに関して長編卷一天聖元年

三月の条に、「辰州言。下溪州刺史彭僱猛子右侍禁仕漢状称。向以父老兄亡。遽留家屬西京。潜帰本道与父鈴束溪民。欲乞放還家族。詔河南府。遣人部送赴闕。以官舍居之。」と見え、又同じことを伝へた宋史卷四九三蛮夷一北江蛮の条にも「至仕漢為殿

直。留西京。後輒遁帰。天聖初。以状白辰州自言。父老兄亡。潜帰本道。願放還家屬。詔徙其家京師。舍以官第」とあつて彼はその後西京河南府に家族と共に留められてゐたが、こゝから潜かに本拠地に逃げ帰り、残して来た家族の放還を朝廷に求めたと云ふのである。然し朝廷では之を許さず、かへつてその家族を西京より京師に送らせて官舎に置き、前よりも一層監視を嚴重にしたのであつた。これらによつてみるに蛮酋の家族を人質として内地に、特に都の附近に置いて、その叛乱を防ごうとしたこと(29)は確かであらう。

兎に角、以上によつて悪質の蛮酋が山東省や江浙の遠隔の地に編配され、又人質に近い取扱ひを受けた一族等が都の近くの州に徙されてゐるのに対して、蛮酋の一族間に於ける内紛のため又は宋の経略による圧迫のために帰順して来た首領達はその本拠地に近い湖南・湖北・江西・広西等の地域に徙し置かれたことは大体明かになつたと思ふ。

ではその遷徙地に関して全体としてのある制限はなかつたであらうか。かく考へて見て直ちに気付くことは北辺の地域に

遷徙された例を見ないことである。

宋会要稿兵部、
婦明に、

三年（熙寧）八月七日詔。婦明人除河北・河東・陝西・京東・川広不差余路。並許差注。内京東路除北界婦明人外余
婦明蛮僞亦聽。

とある。即ち婦明した者が婦明官として遷される地域の制限につき述べてあるが、これによると河北・河東・陝西・京東の北辺諸路及び四川の南部と広南路とが禁止地区として掲げられ、それ以外の諸路は許可されることとなつてゐる。但しその禁止区域の内京東路は北方即ち契丹や西夏よりの婦明人を除いた婦明蛮僞——本論考で主題として取扱つてゐる蛮——には許可すると云ふのである。この様に北辺一帯の諸路がすべて禁止されてゐるのは契丹・西夏に対する警戒のためであることは勿論であらう。たゞ北方民族でない南方の蛮僞だけは幾分その制限を寛くして京東路のみは許可したのであらう。前に掲げた諸例中に見える遷徙州名の濮州・鄆州・青州・萊州・登州等が皆この京東路に在ることを想ひ起すべきだらう。たゞ既に見た如く宋の初めに両端を持した蛮僞が入朝に際して捕へられて博州及び衛州の牢城に配されてゐるが、これとても京東路の北辺及び都と近接した地点である故、南方蛮僞の遷徙地は大体これが北限であつたであらう。この様に蛮僞の酋領のみ京東路に遷徙するを許されたのは既に述べた如くそれが南方蛮であることと共に、この京東路が彼等の本拠地より遠隔であり、しかも中央からの監視の十分に行はれる地であつたからであらう。

尙ほこの熙寧三年の制限によると北辺諸路のほか四川の南部と広南路とが掲げられてゐるが、後の二地域が共に蛮夷と接近した地域であつたからで、この点北辺諸路の場合と同じ理由からであつたらう。既に掲げた例中に蛮僞が宜州桂州等の広南路に徙されてゐるのを見たが、これは共に真宗朝のことであるから、その頃は未だ広南方面に関する制限もそれほどはなかつたのであらう。

以上によつて蛮僞遷徙の事情及びその地域が大体明かとなつたと思はれるが、次にその遷徙地に於ける彼等の状態につき考察して見ることにする。

四

宋朝に両端を持したり反抗したりしたため杖背・黥面等の刑を受けて、「遠惡処」・「僻郡」や牢城に編配された蛮酋が嚴重な羈管の下に置かれてゐたことは既に見た如くで、その様な処置は当然であらうが、この外、蛮酋の一族間に於ける内紛等のために帰順して来た者に対しても同じく嚴重な羈管を行つてゐる。

前に掲げた南丹州蛮酋莫公鞠等の場合に「本州常切羈縻」とあつて漢州の羈縻下に置かれて監視を受けてゐることを知るし、儂族の酋長が他族と争を生じて湖南省の州軍に徙された時も其の家族は護送され、同じく「羈縻無令出入」とあつて、その出入を許さず嚴重に監視されてゐることを知るのである。

宋会要稿^{兵十} 帰明の条に、

八月二十日(○大綱) 枢密院奏。勘会帰明番部及因過犯編或羈管之類。元係外界人。近来逐処不切闕防。或有失安存致走失散在諸処。深為不便。

とあつて、編配あるひは羈管されてゐる帰明人が多数走失したことを物語つてゐるし、同じことは同書同条に

政和元年正月十日詔。應諸処見在鄉村帰明人並改正令依条州県城内若住。令転運司每季具見管帰明人姓名。申枢密院。

とあり、又その翌々年の条には

三年正月二十一日。兵部尙書置僉稟奏。伏見。帰明遠人以州県失於機察。或致逃竄。近者枢密院申請令改正。並居城中。云々

とある。これらは北方よりの一般の帰明人も含めた例であらうが、帰明人が嚴重な監視の下に置かれてゐたこと示すものであらう。西京に留められてゐた蛮酋の子が潜かに本拠地に帰つて、残して来た家族の放還を求めたのに対し、宋朝ではかへつてその家族を態々西京より都に送らせて官舎に置いた如き、既に先に掲げたが、やはり嚴重な監視下に置かれてゐたことを示すものであらう。要するに蛮酋及びその家族が遷徙地にて嚴重に監視されてゐた事は確かである。

さて前掲の長編^{卷一百}七十八至和二年正月戊辰の条に、蛮酋が一族間の不和のため家族を率ゐて荆湖北路に來歸したことを述べ、続いて、「詔本路常加存撫之。仍議所与官及所居処与授田頃畝之數。以聞」とあるが、これによると遷徙した蛮酋に授与すべき官名及び田土が問題となつてゐることを知る。先づ田土につき考察しよう。

田土の授与に關しては既に掲げた諸州の中にも「詔宜州。賜閑田資給之。」「詔徙於桂州。給田廬。」「依例給田土令耕」
 「給賜田土」 「給田産安泊」 「給与係官堪耕種田土」とか「給田十頃」とか見えてゐて、遷徙地に於いて田土が給与され、
 それが「例に依つた」ものであつたことも明白であらう。

遷徙蛮酋に給与さるべき田土の広さについては先に掲げた如く「仍議所与官及所居廬与授田頃畝之數。以聞」とあるのを
 みると、その場合場合に依じて決定されたのであらうが、一般の例としては次の如きものがある。

宋会要稿共十七帰明の条に

五年(元豐)十月十八日詔。帰明人應給官田者。三口以下一頃。每三口加一頃。不足以戸絶田充。其価転運司撥遷。

とある。これは帰明人に対する大体の標準を示したものである。又、同書同条に、

神宗熙寧元年五月二十三日詔。今後帰明人子孫被祖父乞恩沢者。不以生長去廬。文武陞朝官以上給田三頃。如在寛
 郷。即給五頃。以下給田二頃。如在寛郷即給三頃。云々。

とあつて、多分、酋長かそれに類する有力な帰明人の子孫に対して給与すべき田土の広さが定められてゐるが、これによる
 と一般の場合よりも広く授けられてゐるし、又その遷徙地の状況に応じて五頃も授けられてゐることを知るのである。南丹
 蛮酋一族が妻子をつれて来歸した時に「田十頃を給した」ことは既に見た如くである。南方の蛮ではないが契丹よりの有力
 な帰正人に対して十頃・二十頃を賜はつた例が見える(30)様であるから、有力な帰明人に対しては優遇して広い田土を授けた
 のであらう。もつとも、政治的な考慮からであるが契丹などの北方帰明人は南方蛮のそれよりも優遇もされてゐる(31)故、二
 十頃を授けられたのであらうから、南方蛮酋の帰明人に対して授けられた十頃などは多い方であつたらう。

尙、授けられる田に就いては前掲の元豐五年十月の詔の例によると官田を給し、それが不足すれば戸絶の田を給したと云
 ふのであるが、宋会要稿(兵十) 帰明の条には、

十二月八日(元祐三年) 枢密院言。帰明人給田。旧条堪耕種田不足。給戸絶田。元祐間令堪耕種田不足。給常平田。縁
 常平田止人戸抵當場務所折納等。田土數目不多。詔添入常平田不足給戸絶田。

とあつて、常平田も給されてゐることを知るが、その給与された田土には耕佃に堪えざるものもあつて問題となつてゐる。
 それは同書同条に

五年(元祐)八月一日。戸部言。帰明人所給田。如有妨礙及瘠薄不堪耕佃。乞官為驗実別給。従之。

とあるにより知らるが、之は北方よりの一般の帰明人も含めた者に関する事で、蛮酋などの有力なる帰明人に関するものではあるまい。

尙、宋会要稿^{兵十} 七 帰明元豊六年の条に、

十二月二十八日詔。恩賜帰明人田宅。毋得質売。以編敕所言。賜田宅。本欲化外之人。有業可帰。不当許其質売也。

とあるによつて、授与された田宅の質売は禁止されてゐたことを知る。

次に官職の授与につき考察しよう。一体、蛮酋に刺史知州等を受けて俸給を給し羈縻したことは既に初めに概観した如くである。宋側に反抗したインド支那北部の蛮酋が杖背の刑を受けて山東省の地に編管されたことは既に掲げたが、それによると、「追奪元補官職宣命」とある故、以前に授けられた官職はこの様な場合には追奪されたのであらう。これは宋朝に対し反抗した者に対する処置であつて、一般には諸例で見た如く蛮酋に職名を授けて遷徙させてゐる。然し先掲の長編^{卷四百八十八} 紹聖四年四月壬申の条に「詔莫公鞫与州鄂团練副使。不簽書公事」と見え、同書^{卷一百十八} 景祐三年六月壬申の条にも「詔以爲湖南团練副使。不督勾公事。仍加存撫之」とあるによつて、共に团練副使に任ぜられてはゐるが、公事を管勾しなかつたと云ふのである。一体この团練使は単に武人の階級を示す称号となつてゐたのであるから、この場合にも勿論称号のみの授与で実務に関与しなかつたのは当然であらう。そして前条によると既に掲げた如く「並不支請受」とあるから請受即ち俸給も与へられてゐないのであるが、田土を給与されてゐることは既に見た如くである。徽宗朝のことであるが、蛮地を宋朝に献納した帰明人——酋長の如き有力な者の帰順した者であらう——に対して職田が支給されてゐることは宋会要稿^{兵十} 七 帰明の条に、

崇寧二年九月二十三日詔。帰明人如係納土帰明。並与依条支破職田。内西北帰明人雖非納土。亦与支破。

とあるにより知る故、さきの例で团練副使となし俸給を支給せず田土を給したのはやはりこの職田の場合と同じものであつたであらう。前に見た「給田十頃」の場合も团練使に任ぜられた帰明人に授けられものであることをこゝで想起すべきであらう。

さて長編八七元豐元年閏正月己卯の条に、

權判湖南路賑運副使朱初平言。下班殿侍楊昌鑑。是徽州黃石团奉職光鎮子。自陳。三州一鎮補班行人甚衆。未有一人出官者。望優与推恩。詔授昌鑑三班借職。増差監潭州稅。

とあつて、誠徽州蛮酋で下班殿侍の楊昌鑑が帰順して来たので三班借職となし湖南省長沙県の税を監せしめてゐることを知る。

又長編八三熙寧十年六月甲午の条に

允州蛮舒光勇為三班奉職安州監當。以知沅州謝麟言。光勇先納土而逃。今詣州自陳乞依南江溪峒例補授故也。

とあつて允州の蛮酋が帰順して来たので之を三班奉職とし、湖北省安陸県の地の監當官となしてゐること³²を知るが、この様なことが南江溪峒の例によつて補授されたと云ふのである故、熙寧六年の南江蛮経略³³の際にも同様な事態が行はれたのである³⁴。

又同様なことは宋会要稿蕃夷^五南蛮天禧二年七月の条にも

通漢^〇再表乞留京師。詔不許。以通漢子殿直光沢。監鼎州稅。孫借職守忠。巡轄荆南鼎州馬運鋪。並從其請。

とあつて、南江蛮酋向氏の子孫が湖南省常德県の任地に遣はされてゐることを物語つてゐる。この向光沢は次の年の十二月になるとその本拠地の富州蛮酋として宋朝に領土の献納を上表して来るのであるから、鼎州の任地で税を監したのは短期間であつたであらう。

又、長編十三大中祥符七年十一月戊戌の条に、

以辰州溪峒都指揮使魏進武。補三班借職。監房州稅。仍給裝錢。赴任。

とあつて、蛮の魏進武が装錢を給せられて湖北省竹山県の任地に赴かされようとしてゐる——實際はその後変更されて淮南に赴く——ことを物語つてゐる処を見ると、蛮酋の一族が監當官としてその本拠地よりはなれて實際に任地に赴いたのである。これら帰明官に俸給が与へられたことは勿論であらう。これらは既に見て来た遷徙とは少し趣を異にするが類似の点が多いのでこゝに附言しておくこととする。尙、来帰してた蛮酋やその一族にその遷徙地に於いて官職を授け錢糧を給したことも勿論行はれたのであつた。それは長編百三天聖三年七月丁未の条に

荆湖北路轉運使孫冲言。下溪州刺史彭儒猛攻殺知忠彭州彭天縮。其子儒素率其党九十二人來歸。欲補儒素為復州都知兵馬使。余官並月給錢糧。從之。

とあつて、北江蛮酋の子の來歸した者を湖北省の地に遷して都知兵馬使となし、余官の者にも月々に錢糧を給してゐることによつても知られるが、帰明官が請給即ち俸給を支給されぬ例は多数ある故、こゝでは一々例証しない。

帰明官の任地に就いて制限があつて特に北辺地域が除外されてゐた事については既に述べた如くであるが、各州に於ける帰明官の人員についての制限が設けられてゐたことがあつた事は、南宋の例であるが宋会要稿^{兵十}七 紹興六年五月二十八日の条に、

詔北界帰朝帰明每州不得過六員。余依已降指揮。其西界并蛮徭人每州不得過二員。

とあるにより知るのであつて、蛮徭は每州二員を過ぎることを禁ぜられてゐる。これらは一地点のみに集合させると弊害が起るので分散させる主旨から出たものであらう。

尙、帰明官に対して朝廷では種々の配慮をなして州県に落度のない様に注意してゐた如くで、それは宋会要稿^{兵十七} 帰明政和七年七月九日の条に、

詔。諸路帰明官已授漢官差遣。仰所在知通等常功(○切の誤)体認朝廷待遇。優加存卹。無致失。

とあり、又他の例でも「以示來遠之意」とか「州県常加安撫」とかの語が見えることにより窺ひ知ることが出来る。

五

以上、南方蛮酋の内地への遷徙を中心として、その地域授与された田土・官職等につき概観のみを述べることにしか出来なかつた。

一体、宋朝に於ける南支那蛮酋の内地への遷徙は蛮地経略と表裏をなすものが多いのであるが、内徙は何んと云つても少数な蛮人が多数なる漢民族の内部に没入するのであるから、漢化の点ではそれ自体他に比較にならぬほどの効果をあげ得たものと認めねばならぬだらう。又、蛮酋の内徙を通じて、それに連る蛮人に大きな漢化力を与へたであらうことも忘れてはなるまい。

一方、漢民族自体の蛮地への進出及び州県の設置は漢人の蛮地への投入であつて、この点だけではさきの内徙の場合と全く逆の立場にあることとなるが、この際こそ漢民族の政治的・経済的及び文化的優位がその真価を發揮することとなり、この優位を通じて蛮人・蛮地の漢化は着々として進展することとなるのである。この際の漢化舞台は勿論漢人と蛮人との密接な交渉の行はれる場所即ち設置された州県城寨が中心となるのである。この点については既にその梗概を述べたことがあるが(35)、この様な州県の設置と共に内徙が南蛮漢化の過程に大きな効果をあげ得たと思はれるので、この点につき少しく論及したのである。

註 (1) 「史学雑誌」第四七編第一一〇号。

(2) 宋史^{卷四}九三蛮夷二、夷山峒蛮。宋会要稿、蕃夷^五南蛮、熙寧五年十月。宋史^{卷三}三二張頡伝。統資治通鑑長編^{卷二}四〇〇。熙寧五年十一月庚申の條。

(3) 宋史^{卷四}九三蛮夷一。文献通考四裔考、盤瓠種。元豐九域志^{卷十}十羈縻州荆湖路。長編^{卷九}二天禧二年五月丁卯・同書^{卷九}九乾興元年十二月辛亥。

(4) 宋史^{卷四}九三蛮夷一。文献通考^{四裔考}四裔考、盤瓠種。長編^{卷六}六乾德三年七月・同書^{卷二}五二熙寧七年四月丙戌・同書^{卷三}五八元豐八年七月丙辰・同書^{卷二}太平興國八年十二月己酉。元豐九域志^{卷六}六荆湖北路沅州の條。

(5) 宋史^{卷四}九三。文献通考・元豐九域志は右に同じ。宋史^{卷八}八地理志。長編^{卷二}二熙寧六年六月己卯・同書^{卷三}〇五元豐三年六月・同書^{卷三}〇同年十二月丁亥の條。

(6) 宋会要稿蕃夷^五南蛮、皇祐三年三月十七日及び治平四年十一月二十九日の條。宋史^{卷四}九三。文献通考は右に同じ。

(7) 宋史^{卷四}九四蛮夷二誠徽州。長編^{卷二}二熙寧九年十月辛亥・同書^{卷二}二熙寧六年正月の條。

(8) 宋史^{卷四}九三蛮夷一。長編^{卷一}一慶曆三年九月乙丑・同書^{卷一}一熙寧四年三月甲戌の條。

(9) 宋史^{卷四}南丹蛮・同^{卷四}環州及び撫水州。宋会要稿蕃夷^五安化州。文獻通考^四番考。

(10) 桂海虞衡志、志蛮。嶺外代答^{卷三}。拙稿「広西蛮酋の始祖について」〔南アジア学報〕二号、昭和十九年。

(11) 宋会要稿蕃夷^五儂氏。文獻通考^七西原蛮。宗史^{卷四}蛮夷^三広源州。長編^{卷一}皇祐元年九月乙己。

(12) 宋史^{卷四}蛮夷^三黎洞。文獻通考^八。桂虞衡志、志蛮。

(13) 長編^{卷九}天禧三年三月七月戊辰の註。

(14) 長編^{卷九}嘉祐五年十一月己丑及び宋史^{卷四}蛮夷^一同年の條も略同様。

(15) 長編^{卷四}元祐六年二月辛亥及び同書^{卷四}同年三月丙戌の條。宋会要稿蕃夷^五同年二月二十二日の條。

(16) 長編^{卷七}熙寧九年十月辛亥・同^{卷九}天禧二年四月乙丑。

(17) 長編^{卷二}元豐元年正月己未。

(18) 長編^{卷三}元祐元年正月丁己の條參照。

(19) 宋会要稿蕃夷^七。歷代朝貢、政和六年八月十三日。同蕃夷^五南蛮大中祥符五年十月の條。長編^{卷二}熙寧八年閏四月乙卯・同書^{卷八}。

大中祥符六年十月壬戌。宋史^{卷四}蛮夷^一。

(20) 長編^{卷七}大中祥符五年十月乙己・同書^{卷一}天聖四年二月甲戌の條。宋会要稿蕃夷^五南蛮咸平五年十月・天聖四年八月・同書蕃夷

七 歷代朝貢天聖四年八月十四日の條。

(21) 臨川先生文集^{卷四}賜溪洞知蔚州田元宗等進奉助南郊并賀冬賀正劄書。宋史^{卷四}蛮夷^一至道二年。宋会要稿蕃夷^五至道二年・及び

大中祥符元年十月・同五年二月の條。長編^{卷四}元祐四年十一月庚午及び甲申の條。

- (22) 長編^{卷一}八 嘉祐元年九月己亥。
- (23) 宋史^{卷四}三 蠻夷一 彭氏、至和二年の條。
- (24) 宋会要稿^{卷五}蕃夷 南蠻、至和二年正月の條にも見ゆ。
- (25) 文献通考^{卷四}南丹州蛮にも見ゆ。
- (26) 長編^{卷八}一 大中祥符六年九月癸巳及び文献通考^{卷八}南丹蛮の條にも見ゆ。
- (27) 宋会要稿^{卷五}蕃夷 広源州蛮、元祐二年六月二十二日の條も同じ。
- (28) 長編^{卷九}一 天禧二年正月乙卯の條。宋史^{卷四}三 蠻夷 割天禧二年の條。
- (29) 宋会要稿^{卷七}一 婦明に「太宗雍熙三年七月。詔。北界婦明人先令分处并代。今遣密板都承旨楊守一。遷於西京許州。給閑田处之」とある如きも并代より西京に遷している例で之は北方の婦明人の場合であるが同じ目的であらう。
- (30) 周藤吉之氏「中国土地制度史研究」頁三四六―三四七。
- (31) 宋会要稿^{卷七}一 婦明、徽宗崇寧二年九月二十三日の條。本稿頁三二参照。
- (32) 先に掲げた長編^{卷九}一 天禧二年四月戊午の條(本稿頁二八参照)も同様な例である。
- (33) 長編^{卷二}九 熙寧七年正月丁巳の條。
- (34) 長編^{卷四}七 元祐五年八月丙辰の蘇轍の言に「蓋沅州等处昔皆用兵云々」(本稿、頁二八参照)とあるのはこの様な内地への遷徙を言つたのである。
- (35) 史学会第五十三回大会、東洋史部会「省地・省民に就いて」(昭和二十九年十一月)「史学雜誌」第六三編第一二号。

| 88 頁上段 | 87 頁中段7行 | 8281 頁下段 | カ7269 ラ頁下段7行 | 66 頁上段9行 | 65 頁上段11行 | 63 頁下段最終 | 57 頁下段7行 | 行々 終リカラ6 | 435 頁下段5行 | 19 頁終リカラ | 頁・行 |
|-----------|-------------|---------------|-----------------|--------------|--------------|---------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-----|
| 文北史学 | 南玉郡川柳 | 十一月十一日 参加者 | 頼挫 | 何公使の返簡 重 | 明治十三年五月 | 十月九日 題に關する | 「琉球所屬問 | 介 志賀常鑑高陸 | 翌十九年 | それと共に | 誤 |
| 文化史学 | 南埼玉郡川柳 | 十一月十八日 参加者 | 頼坐 | 何公使宛返簡 重複 | 明治十二年五月 | 十月初九日 關する | 「琉球帰屬に | 志賀常陸介 | 十九年 | それと共に | 正 |